

川西市監査委員告示第7号

住民監査請求に係る勧告（令和元年9月19日付）について、川西市長から措置の通知がありましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき公表します。

令和2年3月31日

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 北野 紀子

住民監査請求に係る勧告事項に対する措置について

1 勧告事項

(住民監査請求：令和元年7月23日受理・同年9月19日監査結果公表)

(1) 勧告内容

本件請求に係る業務仕様書に規定する「収集運搬車両1台につき運転手1人、その他車両運行の安全を確保できる人員」による業務実施状況（就業状況）の事実確認を行ったうえで、仕様書に違反した日数等に応じて公正・妥当な算出方法により、委託契約書第7条に基づく減額措置を行い、A社に対し、過払いとなっている委託料の返還を求めること。

(2) 措置期限

令和2年3月31日

2 措置事項

(1) 措置通知日（監査委員宛）

令和2年3月31日

(2) 措置通知の内容

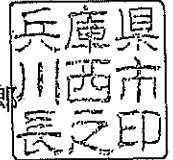
A社へ対し、過払いとなっている委託料について別紙「請求書」のとおり返還を求めています。



令和2年3月31日

川西市監査委員 小林 宏 様
川西市監査委員 岩本 吉志子 様
川西市監査委員 北野 紀子 様

川西市長 越田 謙治郎



住民監査請求監査に係る措置等について（通知）

令和元年9月19日付けで勧告のありましたみだしのことにつきまして、地方自治法第242条第9項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

記

1. 措置対象業務名

空きビン収集運搬及び回収用コンテナ配布業務委託及び川西市一般廃棄物収集運搬委託業務（ビン収集業務）

2. 措置についての勧告内容

本件請求に係る業務仕様書に規定する「収集運搬車両1台につき運転手1人、その他車両運行の安全を確保できる人員」による業務実施状況（就業状況）の事実確認を行ったうえで、仕様書に違反した日数等に応じて公正・妥当な算出方法により、委託契約書第7条に基づく減額措置を行い、A社 に対し、過払いとなっている委託料の返還を求めること。

3. 勧告に係る措置について

A社 へ対し、過払いとなっている委託料について別紙「請求書」のとおり返還を求めています。



H&パートナーズ

請求書

令和2年3月27日

A社

代理人弁護士

〒666-0021

川西市栄根2-6-37 JAビル3階

Tel 072-702-7101 Fax 072-702-7102

H&パートナーズ法律事務所

川西市代理人弁護士

同

冠省 貴社と川西市との間の業務委託料返還請求にかかる件につき、川西市代理人として、貴社に対し、以下の通り通知いたします。

川西市は、貴社との間で、平成28年4月1日に空きビン収集運搬および回収用コンテナ配布業務契約を、平成31年4月1日に川西市における一般廃棄物の収集運搬業務契約を締結しておりました（以下、空きビン収集運搬および回収用コンテナ配布業務契約及び川西市における一般廃棄物の収集運搬業務契約を併せて、「本件業務委託契約」といいます。）。

本件業務委託契約では、収集運搬作業にあたっては、車両1台あたり運転手1人、その他車両運行の安全を確保できる人員1名を最低限配置することが義務付けられていた（仕様書10条1項）にもかかわらず、貴社がコンテナ回収時の車両にて1名乗車により業務を行っていたことが確認されております。

川西市としては、かかる業務の態様は、本件業務委託契約に反した不完全な履行があったものと判断いたしました。そこで、1年間あたりのコンテナ回収時の車両人員1名にかかる費用相当額1446万3645円（税込み）を減額いたします（本

件業務委託契約書7条1項)。

よって、貴社においては、法律上の原因なく1446万3645円を保持しているものであり、同額の不当利得返還義務が生じております(民法703条)。

つきましては、すみやかに1446万3645円及び支払い済みまで年6分の遅延損害金を下記口座にお振込み頂きますよう請求申し上げます。

記

銀行	支店	普通預金	口座番号
「預り金口			」
(アズカリグチ)

なお、すみやかにお支払い頂けない場合は、やむを得ず法的措置をとらせていただくことがございますので、念のため申し添えます。

草々